

# 平成19年度第1回木津川市行財政改革推進委員会

## 会 議 次 第

日時：平成19年10月26日（金）  
午後2時00分～  
場所：木津川市役所第2会議室

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 会長・副会長選出
6. 会長あいさつ
7. 諮 問
8. 議 事
  - (1) 委員会の運営について
  - (2) 今後のスケジュール等について
  - (3) 木津川市の現状について
  - (4) その他
9. 閉 会

### 《会議資料》

- (資料1) 木津川市行財政改革推進委員会設置条例
- (資料2) 木津川市行財政改革推進委員会委員名簿
- (資料3) 木津川市行財政改革推進委員会運営内規（案）について
- (資料4) 木津川市行財政改革大綱等の策定スケジュール（案）について
- (資料5) 木津川市の組織と職員数
- (資料6) 木津川市の人口と世帯数
- (資料7) 木津川市の財政の現状
- (資料8) 木津川市の主な公共施設一覧

(参考資料1) 最近の地方財政の動向と課題

木津川市条例第231号

木津川市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、9人以内で組織する。

2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

## 木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

平成19年10月26日現在

委員氏名	役職名等
さわい まさる 澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長
にし よしひろ 西 精弘	ロート製薬(株)人事総務部グループリーダー
まえかわ みつまさ 前川 光正	(株)南都銀行公務部 部次長
やまおか ナオミ 山岡 ナオミ	税理士
やまぐち とよひろ 山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士
あまの てるお 天野 照雄	公募委員
かわぐち やすこ 河口 靖子	公募委員
ふくもと けいこ 福本 桂子	公募委員

木津川市行財政改革推進委員会運営内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年木津川市条例第231号。以下「条例」という。）第9条の規定により木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の開閉）

第2条 委員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（発言）

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（委員会の会議記録）

第4条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨（以下「会議記録（別記様式第1号）」という。）を作成し、保存するものとする。

- （1） 委員会の日時及び場所
- （2） 出席した委員等の氏名
- （3） 委員会の議題
- （4） 委員会経過の要旨
- （5） その他議長が必要と認めた事項

2 会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

（会議記録等の公開）

第5条 会議記録及び委員会資料は、原則として公開する。

2 会議記録及び委員会資料の公開の方法は、市長公室企画課、総務部総務課並びに加茂支所及び山城支所の地域総務課において閲覧するものとする。

（委員会の公開）

第6条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

（傍聴）

第7条 委員会を傍聴しようとする者は、木津川市行財政推進委員会傍聴人受付簿(別記様式第2号)に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等審議会の妨げになるような行為をしないこと
- (3) 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
- (4) みだりに席を離れないこと
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (7) その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害になるような行為をしないこと

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第13条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この内規は、平成19年10月26日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名			
日 時		場 所	
出 席 者	委 員		
	その他出席者		
	庶 務		
議 題			
会議結果要旨			
会議経過要旨			
その他特記事項			
署 名 欄	議 長		㊟
			㊟



別記様式第2号（第7条関係）

木津川市行財政改革推進委員会

傍 聴 人 受 付 簿

1 委員会の内容

委 員 会 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
特 記 事 項	

2 傍聴希望者

氏 名	住 所

木津川市行財政改革大綱等の策定スケジュール（案）

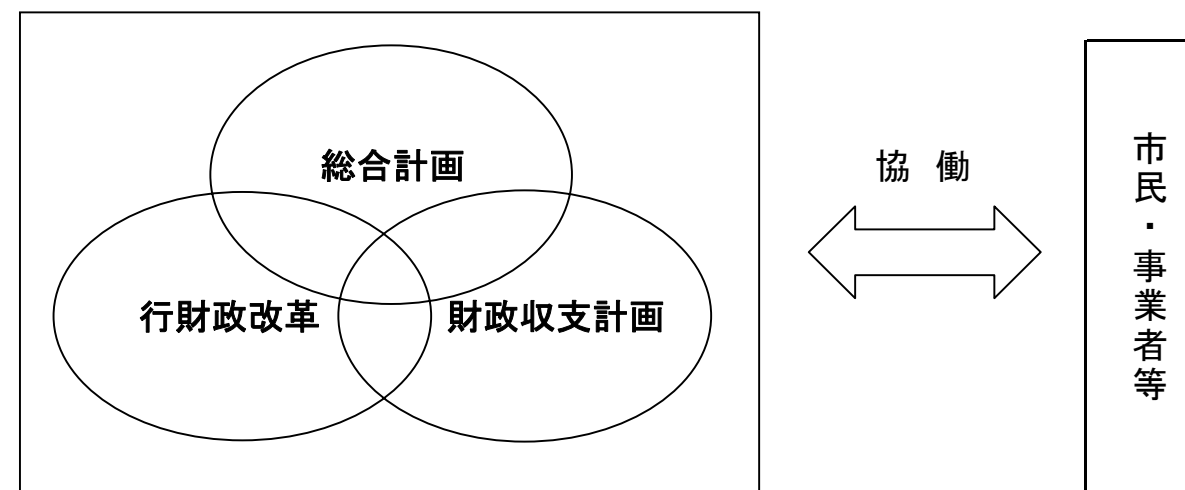
(19.10.26)

年月	日	内容	備考
19年 6月	27	木津川市行財政改革推進委員会設置条例制定	
7月			執行目標の照会（所属長） 執行目標の取りまとめ
8月			執行目標ヒアリング 事務事業評価表作成
9月		委員公募手続き（9/6～9/20募集、9/28抽選）	
10月	26	第1回木津川市行財政改革推進委員会開催 （会長・副会長選出、運営内規策定、スケジュール確認等）	
11月		中間案（たたき台）策定に向けて ・関係課等への意見照会、ヒアリング（以降随時）	
12月		中間案（たたき台）策定	
20年 1月		第2回木津川市行財政改革推進委員会開催 （中間案協議）	
2月		パブリック・コメントの実施	執行目標結果ヒアリング
3月		パブリック・コメントに対する市の考え方を公表 中間案の修正	
4月		第3回木津川市行財政改革推進委員会開催 （答申案協議）	
5月		決定【市政策会議・調整会議】	H20年度執行目標の照会 H20年度執行目標の取りまとめ
6月		市議会報告、公表	H20年度執行目標ヒアリング

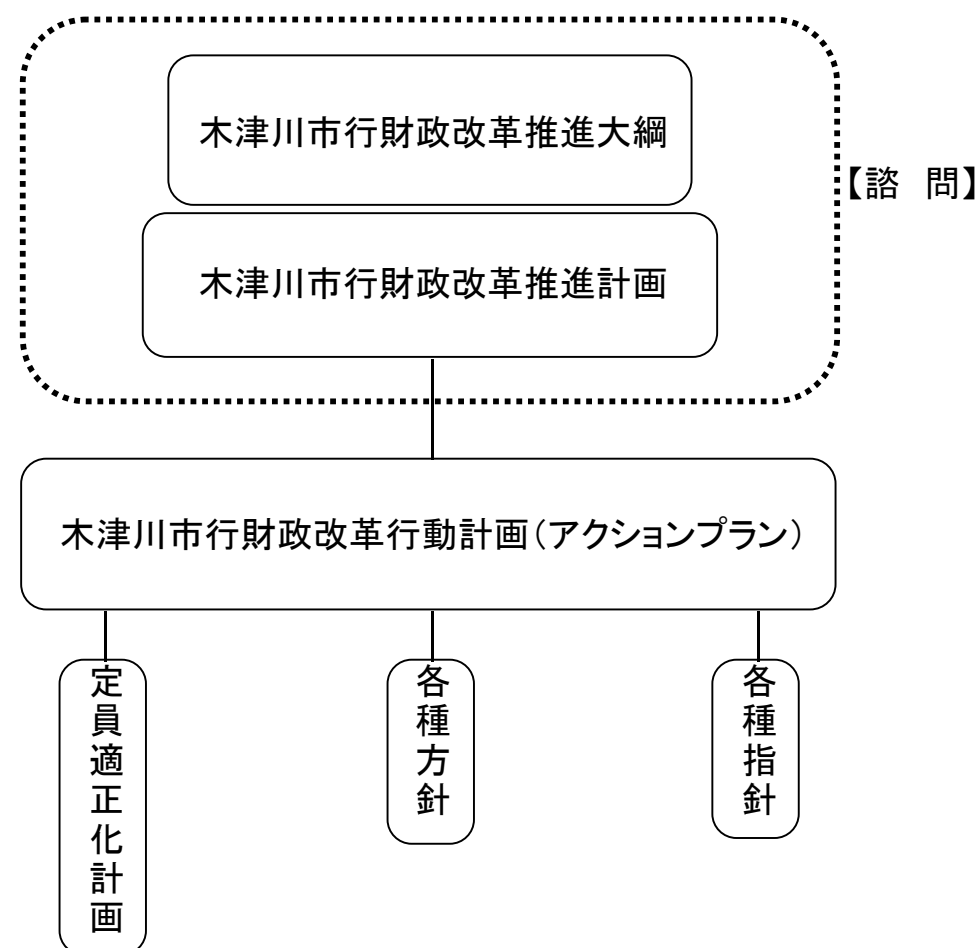
※ 協議・決定・連絡する庁内組織として、市政策会議・調整会議等を活用する。  
（市政策会議は、特別職及び部長職で構成され、原則、月1回開催。調整会議は、市長を除く特別職と市長公室長、総務部長、関係部長で構成され、原則、月2回開催。）

○ 行政運営の基本的な考え方

目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるための「行財政改革」、これら3つを三位一体として、加えて市民の皆様方との協働により行政運営を行う。



○ 行財政改革関連計画体系



## ○ 行政改革の概要

### ① 地方行革の全体像

平成12年の地方分権一括法及び平成18年の地方分権改革推進法の施行により、地方分権が実行の段階を迎えている現在、地方公共団体は、住民が分権のもたらす効果を実感できるような行政運営を行っていくことが必要である。限られた行政資源のもとでますます高度化・多様化する住民ニーズに適切に対処していくためにも、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政体制を確立することが強く期待されている。

### ② 新地方行革指針と地方自治体の取組

総務省は、平成17年3月29日、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新たな公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」を示して、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言した。

これを受け、各地方公共団体においては民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に取り組んでいる。

#### 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」抜粋

##### 第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

##### 1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

###### (1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクル(以下「PDCAサイクル」という。)に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。

###### (2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項(⑤及び⑥については都道府県に限る。)を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成17年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標数値や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

また、地方公営企業についても同様に、①、②、③、④及び⑧の事項に関する集中改革プランを公表すること。

なお、平成17年度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応すること。

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)
- ⑤ 市町村への権限委譲
- ⑥ 出先機関の見直し
- ⑦ 第三セクターの見直し
- ⑧ 経費節減等の財政効果
- ⑨ その他

### ③ 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」

新地方行革指針策定後、「行政改革推進法」及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。))が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化された。

このため、総務省は「行政改革推進法」及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「基本方針2006」を受け、新地方行革指針に加え、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を示し、各地方公共団体に助言した。

同指針は、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)」の3つの改革を柱として位置づけている。

#### 【参考】

大綱とは [出展:広辞苑]  
根本的な事柄。おおもと。大要。

木津川市の組織と職員数

1. 組織について

■ 各課・係の主な業務

部	課名	係名	主な業務	場所
市長公室	秘書課	秘書係	秘書、渉外、褒章・表彰、市長会	市役所
		広報広聴係	広報紙、ホームページ、報道、広聴	
	危機管理課	防災係	消防団、地域防災対策、国民保護	市役所
		防犯交通係	防犯、防犯灯、交通安全、放置自転車、駐車（輪）場	
	企画課	企画政策係	総合計画、地域審議会、市民参画、NPO・ボランティア、公共交通対策、市政の総合調整	加茂支所
		行財政改革係	行財政改革、指定管理者制度、合併後の総合調整	
	学研・企業振興課	学研まち振興係	関西文化学術研究都市の整備促進・総合調整、地域振興、イベント	市役所
		企業誘致係	企業誘致、新産業創出	
	職員課	人事係	職員人事、服務、市長公室の庶務	加茂支所
		給与係	職員給与、職員研修	
庁舎建設室		市役所建設	市役所	

総務部	総務課	総務係	区・自治会、統計、財産区、市有財産の管理、総務部の庶務	市役所
		文書例規係	議会の召集、議案、例規、情報公開・個人情報保護	
	財政課	財政係	予算編成、財政計画、市の財政運営、土地開発公社	加茂支所
		情報推進係	情報化推進、電算システム管理	
	税務課	市民税係	市民税、軽自動車税、たばこ税、原動機付自転車標識、自動車臨時運行許可、所得証明、	市役所
		資産税係	固定資産税、都市計画税、住宅用家屋証明	
	収納対策課	収納係	納税相談、市税の収納、納税証明	市役所
		滞納対策係	収納率向上および滞納対策、滞納整理	

生活環境部	市民課 (西部出張所)	戸籍総務係	戸籍の記録・保管、行政相談、生活環境部の庶務	市役所
		市民係	戸籍・住民票などの交付、住民基本台帳、外国人登録の受付、火・埋葬許可証交付、印鑑登録	
	人権推進課 (女性センター)	人権推進係	人権擁護、人権啓発、人権センターの管理・運営	木津人権センター
		男女共同参画係	男女共同参画、女性政策、女性センターの管理・運営	
	まち美化推進課 (リサイクル研修ステーション)	環境推進係	リサイクル研修ステーションの管理・運営、ごみの減量化推進、関西文化学術研究都市立地研究施設の審査会	市役所

		まち美化係	一般廃棄物、公害防止対策、違法投棄、墓地、環境美化推進、飼犬・飼猫の死体処理、害虫などの駆除、し尿・浄化槽	
	産業振興課	農政係 (農業委員会事務局)	農林水産業の振興、農業委員会、市民農園、鳥獣保護、有害鳥獣捕獲・駆除	仮庁舎NTT
		農林土木係	基盤整備事業、土地改良事業、治山事業、林地崩壊防止事業	
		商工観光係	商工業の振興、観光振興、雇用対策、消費生活相談	

保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	福祉年金係	国民年金、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域福祉計画、保健福祉部【福祉事務所】の庶務	市役所
		障害福祉係 (相楽療育教室)	障害者福祉、共同作業所	
		生活支援係	生活保護、行旅病人・死亡人	
	子育て支援課 (児童館：加茂、山城) (保育園)	児童育成係	児童福祉、児童虐待、児童手当など、児童クラブ、少子化対策、子育て支援	市役所
		保育係	保育園の施設整備・運営、保育料	
	高齢介護課 (地域包括支援センター)	高齢者福祉係	高齢者保健福祉計画、高齢者在宅福祉、老人クラブ、シルバー人材センター	市役所
		介護保険係	介護保険事業計画、介護保険料、介護認定事務	
		包括支援係	地域包括支援センターの運営	
	健康推進課 (保健センター)	健康企画係	健康推進、母子手帳、妊婦健康診査、居宅支援事業、食品衛生、保健センターの管理・運営	木津保健センター
		保健予防係	母子健康事業、成人保健事業、予防接種、感染症、献血、健康づくり事業	
国保医療課	国保係	国民健康保険、診療報酬細則審査、国民健康保険事業	市役所	
	医療係	老人保健医療、障害・母子・父子・乳幼児医療		

建設部	指導検査課	建設総務係	国・府建設事業の調整、建設部の庶務	仮庁舎NTT
		契約検査係	工事検査、工事入札・契約、資格審査	
	建設課	土木係	道路・橋梁・河川・排水路の新設・改良、砂防	仮庁舎NTT
		建築住宅係	市営住宅、市有建築物の計画・整備・修繕	
	管理課	道路維持係	道路・橋梁管理、道路維持補修	仮庁舎NTT
		河川公園維持係	河川・都市公園管理、樋門・排水機場管理、緑化協会、岩石・土砂採取	
用地係		道路・河川・都市公園の認定、境界明示、用地取得・補償の総括、地価公示		

	都市計画課	都市計画係	都市計画、屋外広告物、生産緑地指定	仮庁舎N T T
		開発指導係	開発指導、建築確認、国土利用計画	
	木津駅前整備事務所	整備係	木津駅前土地区画整理事業	木津駅前整備事務所
上下水道部	水道業務課	水道総務係	水道事業の総合企画、水道会計・予算、上下水道部の庶務	吐師受水場
		業務係	上下水道料金の調定・徴収、量水器の検針・集金、水道の開始・中止受付	
	水道工務課	施設係	浄水場等の維持管理、水道施設の新設等の計画策定	吐師受水場
		配水1係	給水管等の維持管理、水道事業計画、簡易水道事業計画	
		配水2係	新市街地の開発調整及び計画、新市街地の拡張工事	
		給水係	給水工事、簡易専用水道の管理・運営指導、小規模貯水槽水道	
	下水道課	庶務係	公共下水道の予算・決算、公共下水道の使用開始・中止、使用料、水洗便所改造資金融資・助成	吐師受水場
		計画整備係	公共下水道事業の総括・調整、流域下水道事業との調整、公共下水道事業の実施及び調査	
		施設管理係	施設の維持管理、供用開始、水洗化の普及促進	

出納部	出納室	出納係	現金・有価証券の出納管理、小切手の振出し、決算調製	市役所
-----	-----	-----	---------------------------	-----

教育部	教育総務課	教育総務係	教育委員会の運営、教育部の庶務	教育委員会
		施設管理係	市立小・中学校および幼稚園施設の建設・管理・営繕	
	学校教育課	学務係	学校の組織編制、児童・生徒の入学・転学・退学、幼稚園教育、市立幼稚園児の入退園	教育委員会
		学校教育係	教育相談、学校給食、児童生徒の保健・教材・就学援助、人権教育	
	社会教育課	生涯学習係	社会教育の総合企画、生涯学習の推進、社会施設の管理・運営、文化・芸術の振興、社会教育団体の指導・育成	教育委員会
		社会体育係	体育・スポーツの総合企画、社会体育事業の推進、社会体育施設の設置・管理・運営	
文化財保護課	文化財保護係	文化財の調査・保全・管理等	教育委員会	

議会議務局	議会議務局	庶務係	議会議務局の庶務	加茂支所
		議事調査係	本会議、各委員会、議事運営	

行政委員会事務局 (農業委員会)	選挙管理委員会事務局		選挙事務、選挙管理委員会の運営	山城支所
	公平委員会事務局		公平委員会の運営	

を除く)	監査委員事務局		監査、出納検査及び審査	
	固定資産評価審査委員会事務局		固定資産評価審査委員会の運営	

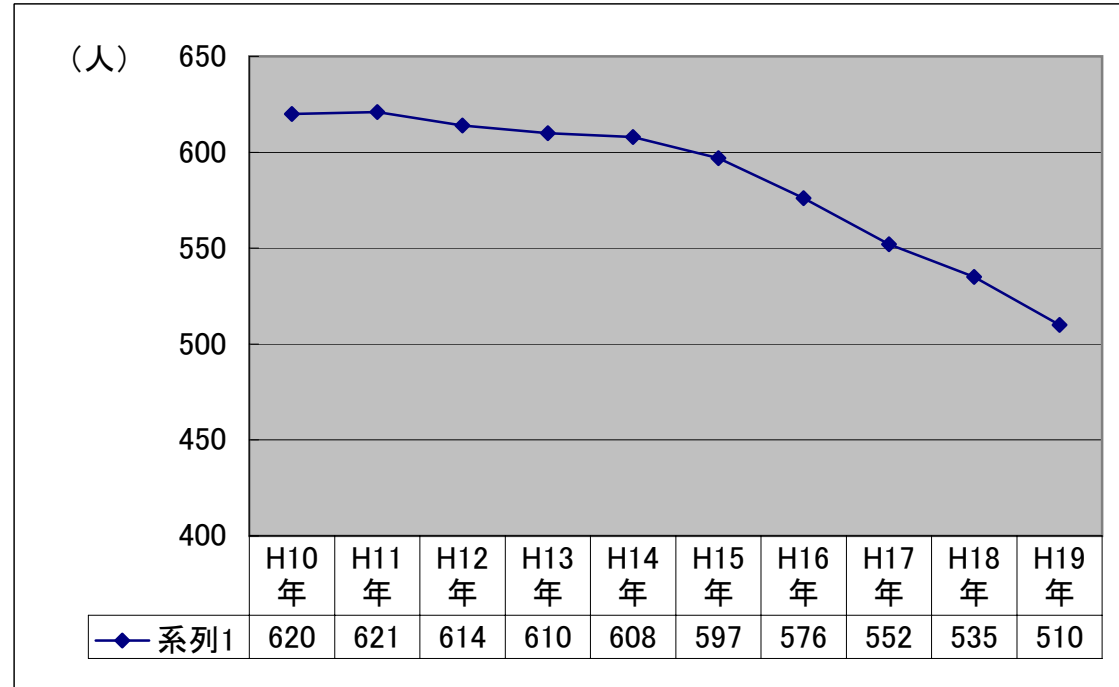
## 支所の業務

加茂支所 山城支所	地域総務課 (加茂支所) (山城支所)	総務係	支所の庶務、市民相談・要望受付、し尿汲取り券などの販売、市立幼稚園・小・中学校の入学・転学などの受付、支所管内の社会教育・体育施設の貸出し、防犯、市税等の窓口受付、総務・防災・教育に関する本庁との連絡調整	加茂支所 山城支所
		地域振興係	地域審議会、ごみ減量化の啓発、飼犬・飼猫の死体処理、はち防護服の貸出し、消費生活相談、環境・産業振興・地域づくりに関する本庁との連絡調整	加茂支所 山城支所
		地域事業係	市営住宅の入居受付、道路の維持補修(軽微なもの)、上下水道の使用開始・中止の受付、建設・都市計画・上下水道に関する本庁との連絡調整	加茂支所 山城支所
	市民福祉課 (加茂支所) (山城支所)	市民係	市税に係る諸証明、原動機付自転車標識の交付・返納・廃車、戸籍の申請受付、住民票・戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録、火・埋葬許可証交付、税・戸籍・住民基本台帳・人権推進に関する本庁との連絡調整	加茂支所 山城支所
		福祉係	生活保護の一次相談・各種申請受付、国民健康保険の諸届受付・短期証の交付、福祉医療・高齢介護の各種申請受付、年金相談、戦没者遺族会などとの調整・相談、児童虐待の相談・通報受付、支所管内の児童クラブの受付、保育園の入園受付、社会福祉・国民健康保険・福祉医療・高齢者介護・少子化・子育て支援に関する本庁との連絡調整	加茂支所 山城支所

2. 職員数(一般職)について

(1) 職員数の推移

① 新市発足時までの推移



② 平成19年度以降の定年退職者数

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
退職予定者数	4	9	5	13	11	22	16

(2) 職員配置状況

① 部門別職員数

	議会	総務	税務	民生	衛生	農林水産	商工
木津川市(A)	5	103	28	152	26	9	3
類似団体(B)	6	113	33	95	39	32	13
比較(A-B)	△ 1	△ 10	△ 5	57	△ 13	△ 23	△ 10

	土木	教育	普通会計計	特別会計等	合計
木津川市(A)	42	71	439	71	510
類似団体(B)	52	105	488	—	—
比較(A-B)	-10	-34	△ 49	—	—

※ ここで使用する類似団体の数値とは、人口と産業構造の2つの要素を基準としてグループ分けした類似団体の、人口1万人当たりの職員数の平均値(加重平均)である。  
 なお、公営企業等会計部門は、事業にばらつきがあるため類似団体の比較からは除外される。  
 木津川市は、類型Ⅱ-1(産業構造2次・3次が95%未満かつ3次が55%以上で、人口5万以上10万人未満の一般市)に分類される。  
 京都府内では、福知山市、舞鶴市、亀岡市、八幡市が該当する。

② 勤務地別職員数

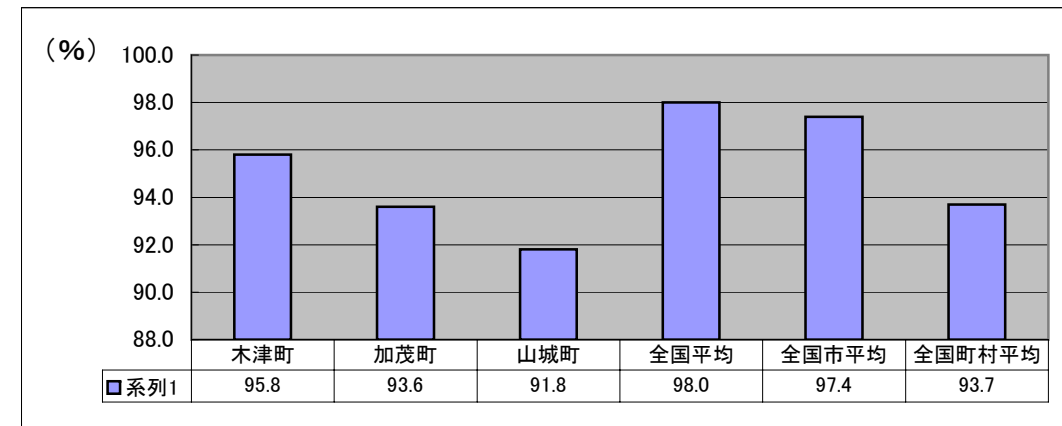
本庁	140人
加茂支所	57人
山城支所	27人
その他(庁舎外部署)	286人
	NTT仮庁舎 48人
	駅前整備事務所 3人
	上下水道部 41人
	西部出張所 3人
	木津人権センター 4人
	加茂人権センター 2人
	女性センター 3人
	木津児童館 2人
	小谷児童館 2人
	リサイクル研修ステーション 2人
	木津保健センター 10人
	加茂保健センター 2人
	山城保健センター(山城包括含む。) 4人
	教育委員会 20人
	木津給食センター 4人
	山城給食センター 1人
	中央体育館(社会教育課含む。) 11人
	中央図書館 5人
	加茂図書館 2人
	山城図書館 1人
	加茂文化センター 2人
	小学校(4) 7人
	幼稚園(3) 18人
	保育園(8) 89人
合計	510人

平成19年4月現在

【参考】

ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。



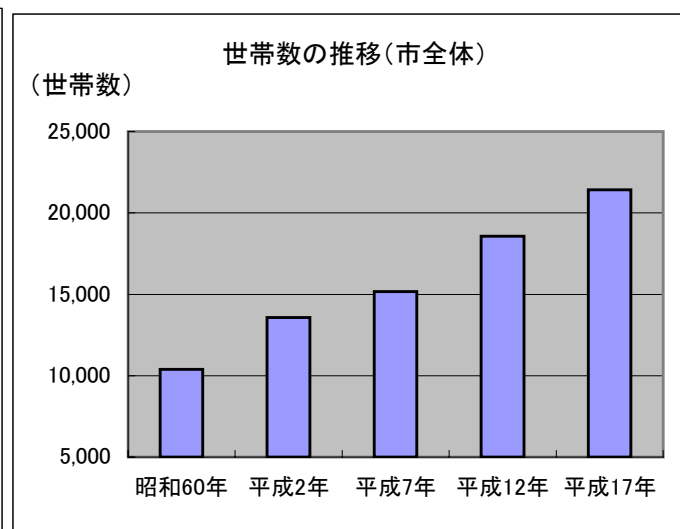
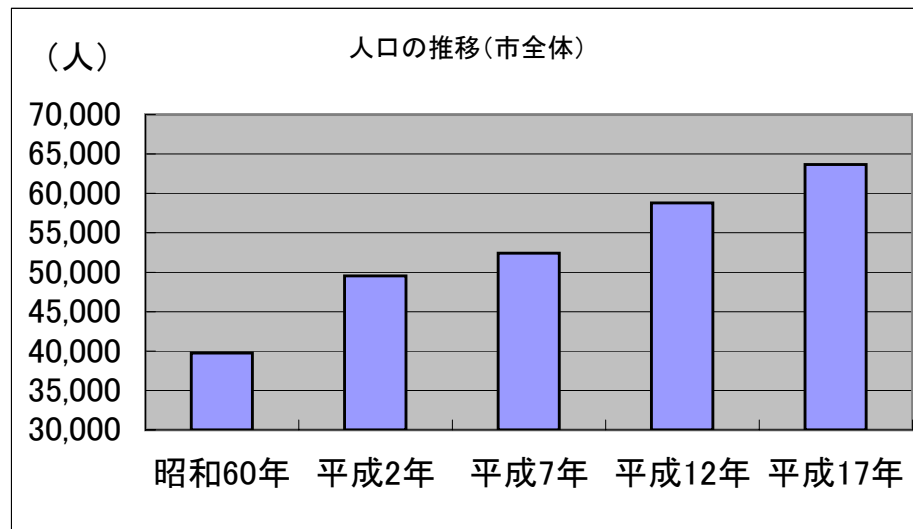
# ○木津川市の人口と世帯数

## ① 人口及び世帯数(国勢調査)

### 木津川市

区分		年次	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口 (人)	総数		39,761	49,532	52,436	58,809	63,649
	男		19,348	24,043	25,368	28,399	30,581
	女		20,413	25,489	27,068	30,410	33,068
	増減数		5,330	9,771	2,904	6,373	4,840
	増減率(%)		15.5	24.6	5.9	12.2	8.2
	一世帯当たりの人口		3.83	3.65	3.46	3.17	2.97
世帯数(世帯)			10,386	13,575	15,160	18,570	21,426

※木津川市は旧3町の合計値



### 【参考】 総人口・世帯数 木津川市

区分		年月	H19.3末	H19.4末	H19.5末	H19.6末	H19.7末	H19.8末	H19.9末
人口 (人)	総数		66,580	66,737	66,838	66,899	66,983	67,153	67,179
	男		32,242	32,317	32,363	32,389	32,432	32,517	32,504
	女		34,338	34,420	34,475	34,510	34,551	34,636	34,675
	増減数			157	101	61	84	170	26
	増減率(%)			0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	0.0
	一世帯当たりの人口		2.89	2.88	2.88	2.87	2.87	2.87	2.87
世帯数(世帯)			23,059	23,170	23,232	23,275	23,324	23,401	23,432

## 【旧3町の状況】

### ○旧木津町

区分		年次	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口 (人)	総数		16,508	23,263	26,560	33,683	39,129
	男		8,077	11,330	12,941	16,367	19,022
	女		8,431	11,933	13,619	17,316	20,107
	増減数		459	6,755	3,297	7,123	5,446
	増減率(%)		2.9	40.9	14.2	26.8	16.2
	一世帯当たりの人口		3.74	3.45	3.28	3.01	2.88
世帯数(世帯)			4,417	6,744	8,107	11,190	13,569

### ○旧山城町

区分		年次	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口 (人)	総数		9,494	9,319	9,210	9,122	8,913
	男		4,602	4,503	4,433	4,373	4,191
	女		4,892	4,816	4,777	4,749	4,722
	増減数		82	△ 175	△ 109	△ 88	△ 209
	増減率(%)		0.9	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.0	△ 2.3
	一世帯当たりの人口		3.94	3.88	3.72	3.44	3.24
世帯数(世帯)			2,407	2,404	2,476	2,649	2,752

### ○旧加茂町

区分		年次	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口 (人)	総数		13,759	16,950	16,666	16,004	15,607
	男		6,669	8,210	7,994	7,659	7,368
	女		7,090	8,740	8,672	8,345	8,239
	増減数		4,789	3,191	△ 284	△ 662	△ 397
	増減率(%)		53.4	23.2	△ 1.7	△ 4.0	△ 2.5
	一世帯当たりの人口		3.86	3.83	3.64	3.38	3.06
世帯数(世帯)			3,562	4,427	4,577	4,731	5,105



# 木津川市の財政状況

## 1 家計簿の状況

市の財政(平成19年度一般会計当初予算)の状況を家計にたとえてみると、次のようになる。

【年収500万円の家計】ある月の家計簿を覗いてみると……

収入 (417,000円)	○ 月収(会社からの給料など)	294,000 円	市税・交付税など
	○ 親からの仕送り	46,000 円	国・府支出金
	○ ローンからの借入	32,000 円	市債
	○ 預金からの引出し	45,000 円	繰入金・繰越金

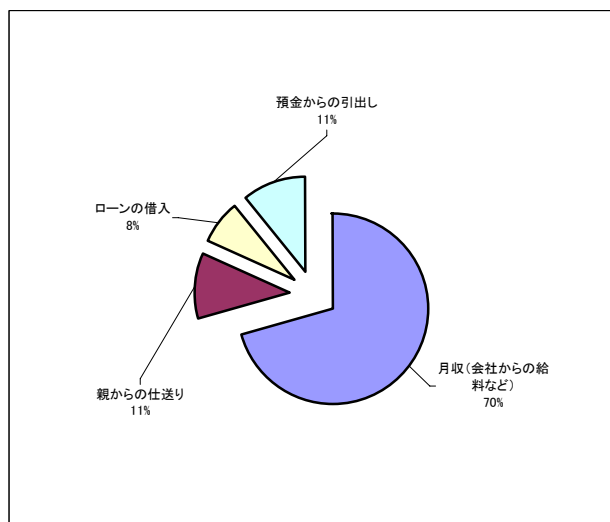
毎月の支出41万7千円を賄うのに、月収29万4千円に親からの仕送り4万6千円を加えてもなお不足するため、さらにローンの借り入3万2千円、預貯金から4万5千円引き出しているという状態

支出 (417,000円)	○ 光熱水費・日用品費	71,000 円	物件費
	○ 食費(人にかかる経費として)	89,000 円	人件費
	○ 自宅の修繕費・増改築費	65,000 円	投資的経費など
	○ 親戚・友人への資金援助	60,000 円	補助費等
	○ 医療費、学費など	41,000 円	扶助費
	○ ローン返済	50,000 円	公債費
	○ 子どもへの仕送り	40,000 円	他会計への繰出金
	○ 貯金	1,000 円	基金積立金など

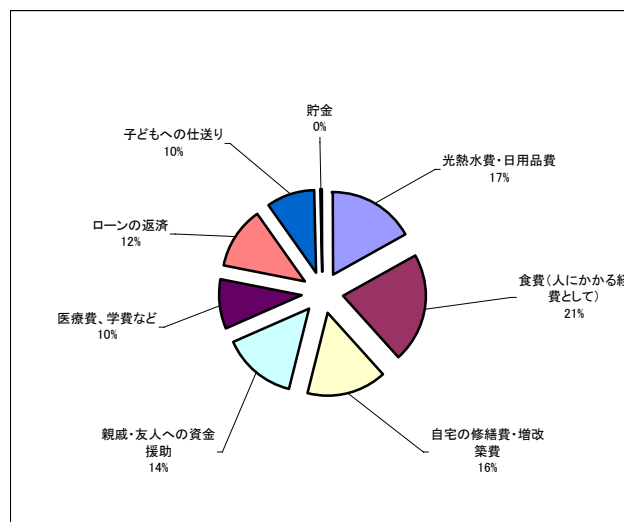
その他	○ ローン残高	9,420,000 円	市債未償還元金等の残高
	○ 貯蓄残高	2,495,000 円	基金の残高

月収29万4千円の家計でローン残高が942万円、毎月の返済が5万円という状態

【収入】417,000円



【支出】417,000円



## 2 予算の状況

### ① 当初予算の比較 歳入予算の比較表

(単位:千円)

区分	平成19年度 木津川市予算 ①	平成18年度 旧3町当初 予算合計②	増減額 (①-②)	増減率(%) (①/②)
1 市税	8,304,099	7,296,737	1,007,362	13.8
2 地方譲与税	228,802	590,060	△361,258	△61.2
3 利子割交付金	50,000	46,200	3,800	8.2
4 配当割交付金	42,000	26,000	16,000	61.5
5 株式等譲渡所得割交付金	32,000	27,200	4,800	17.6
6 地方消費税交付金	486,000	483,400	2,600	0.5
7 ゴルフ場利用税交付金	98,000	97,400	600	0.6
8 自動車取得税交付金	157,000	159,400	△2,400	△1.5
9 地方特例交付金	76,000	137,300	△61,300	△44.6
10 地方交付税	4,200,000	3,897,800	302,200	7.8
普通交付税	3,850,000	3,590,800	259,200	7.2
特別交付税	350,000	307,000	43,000	14.0
11 交通安全対策特別交付金	9,400	8,900	500	5.6
12 分担金及び負担金	531,492	415,354	116,138	28.0
13 使用料及び手数料	281,122	275,324	5,798	2.1
14 国庫支出金	1,255,845	1,159,328	96,517	8.3
15 府支出金	954,019	874,507	79,512	9.1
16 財産収入	43,978	127,346	△83,368	△65.5
17 寄附金	89,628	483,866	△394,238	△81.5
18 繰入金	2,140,200	2,430,541	△290,341	△11.9
19 繰越金	100,000	30,002	69,998	233.3
20 諸収入	93,615	109,058	△15,443	△14.2
21 市債	1,611,800	1,534,300	77,500	5.1
合計	20,785,000	20,210,023	574,977	2.8

### 性質別予算の比較表

(単位:千円)

区分	平成19年度 木津川市予算 ①	平成18年度 旧3町当初 予算合計②	増減額 (①-②)	増減率(%) (①/②)
1 人件費	4,444,330	4,572,137	△127,807	△2.8
2 物件費	3,537,868	2,847,870	689,998	24.2
3 維持補修費	93,048	93,506	△458	△0.5
4 扶助費	2,043,781	1,661,266	382,515	23.0
5 補助費等	2,997,043	2,347,503	649,540	27.7
6 公債費	2,469,630	2,440,623	29,007	1.2
7 積立金	26,392	113,162	△86,770	△76.7
8 投資及び出資金	0	0	0	0.0
9 貸付金	1	802	△801	△99.9
10 繰出金	2,012,133	1,961,309	50,824	2.6
11 普通建設事業費	3,130,769	4,145,933	△1,015,164	△24.5
補助事業費	675,988	1,099,072	△423,084	△38.5
単独事業費	2,423,656	3,008,812	△585,156	△19.4
受託事業費	0	0	0	0.0
府営事業負担金	31,125	38,049	△6,924	△18.2
12 災害復旧事業費	5	2,728	△2,723	△99.8
13 予備費	30,000	23,184	6,816	29.4
合計	20,785,000	20,210,023	574,977	2.8

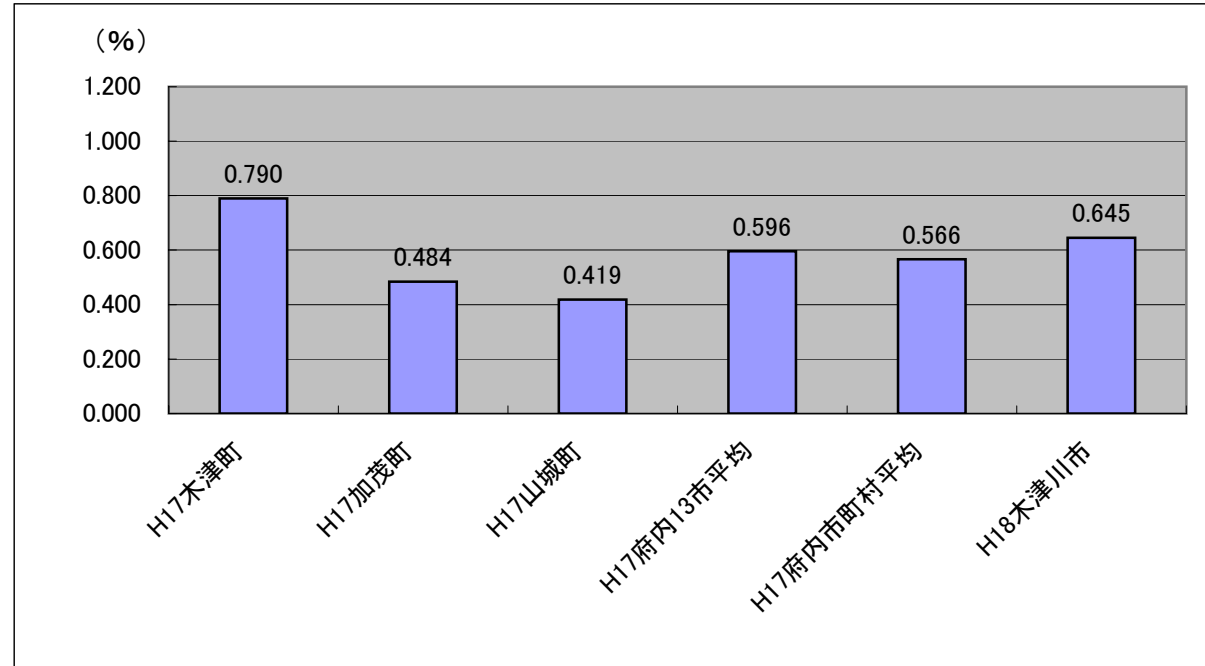


3 財政構造

① 財政力指数

地方自治体の財政力の強弱を示す指標に、財政力指数がある。これは、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示すもので、1に近く、あるいは1を超えるほど財政力が強いということがいえる。

【財政力指数(3ヶ年平均)の比較】



② 基金の状況

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金である。地方公共財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増を余儀なくされることもあり、このような予期しない収入の減少や不時の支出の増に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕がある年度に積立しておくことが必要である。

(単位:千円)

基金の名称	平成18年度末 現在高	平成19年度取り 崩し額(予算)	平成19年度 利子分(予算)	平成19年度末 予定残高
財政調整基金	3,263,746	1,000,000	3,477	2,267,223
減債基金	539,927		805	540,732
その他特定目的基金	6,570,071	1,140,200	22,110	5,452,881
公共施設等整備基金	5,854,858	1,140,000	21,065	4,735,923
育英資金交付基金	33,702		0	33,702
農業振興関係基金	13,332	200	20	13,152
森林公園施設整備基金	15,824		824	16,648
準財産区等事業基金	430		1	431
地域福祉基金	585,804		100	586,804
土地改良事業基金	66,121		100	66,221
小計	10,373,744	2,140,200	26,392	8,260,836
土地開発基金	1,316,078		435	1,316,513
うち現金分	146,250		435	146,685
合計	11,689,822	2,140,200	26,827	9,577,349

③ 債務残高

地方自治体は、大規模な建設事業、災害復旧事業など臨時に多額の費用を要し、その効果が長期に及ぶ事業を行う際に、その負担を後年度に繰り延べによって支払うことが妥当な場合は、資金を地方債の発行(金融機関等からの借り入れ)等により調達することが認められている。

(単位:千円)

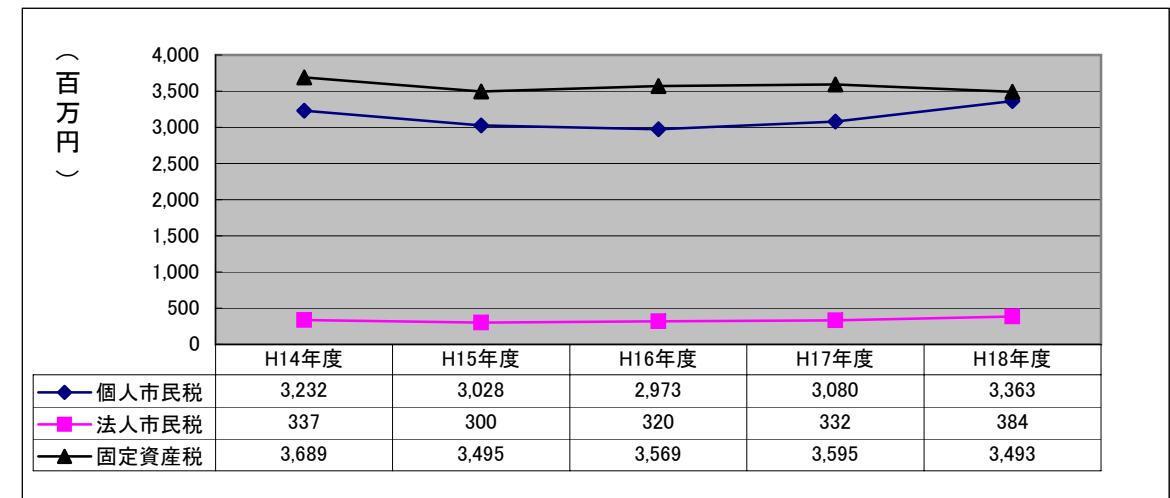
項目	一般会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道特別会計	合計
都市再生機構	9,531,715			9,531,715
学研都市京都土地開発公社	1,823,425			1,823,425
その他	3,779,460			3,779,460
小計	15,134,600			15,134,600
平成18年度末地方債現在高	24,033,309	12,265,057	210,535	36,508,901
合計	39,167,909	12,265,057	210,535	51,643,501
市民一人当たりの残高	588	184	3	775

※ 都市再生機構、学研都市京都土地開発公社及びその他の金額は、平成19年度以降支出予定額である。

4 歳入の状況

① 市税の状況

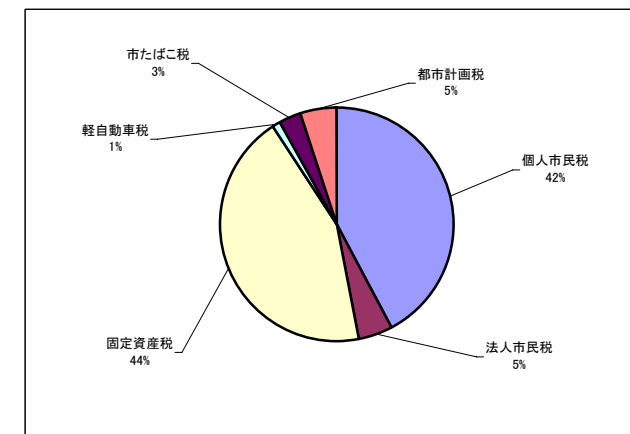
【市税収入額の推移】



市民一人当たり個人市民税納税額(平成18年度)

51,966 円

【市税の構成比】



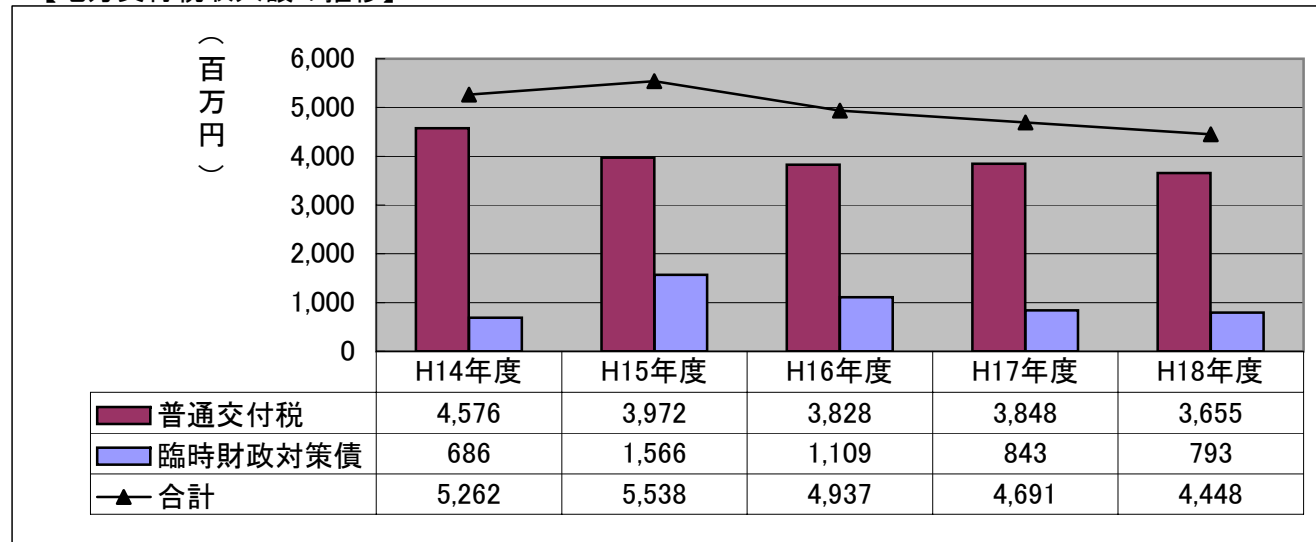
② 地方交付税の状況

地方交付税は、地方自治体間の財政力格差を是正し、一定の行政水準の確保を保障する財政調整機能を果たすものであり、国税として徴収される所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、各地方自治体の財政力に応じて交付するものである。

※ 臨時財政対策債

国の地方財政対策の制度改正により、平成13年度から新たに設けられた特例地方債である。地方交付税の振替措置であり、後年度に元利償還金の100%が交付税算入される。

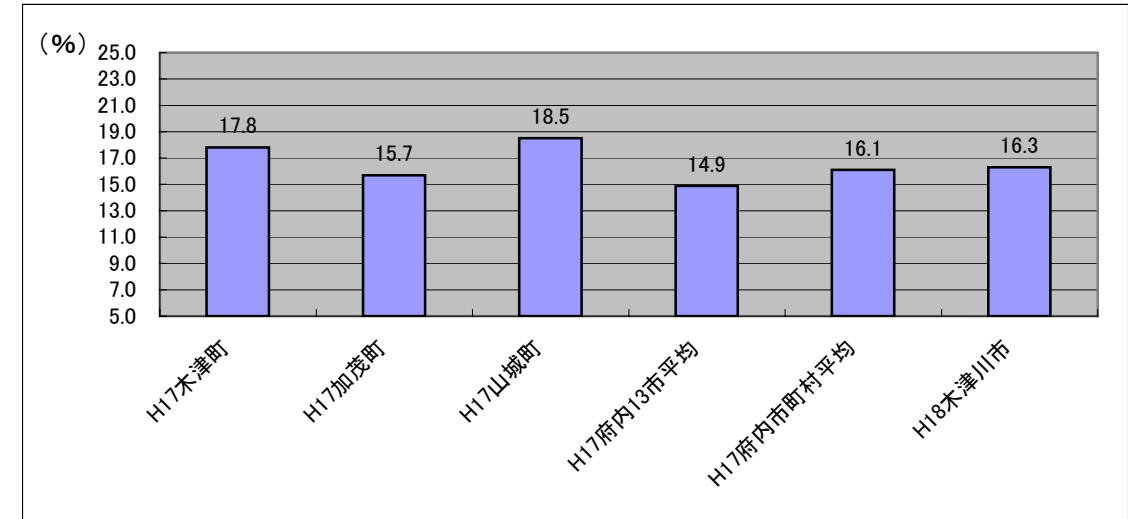
【地方交付税収入額の推移】



② 実質公債費比率

実質公債費比率とは、国がこれまで起債を許可する際に用いていた基準「起債制限比率」を見直し、従来は考慮されていなかった、下水道や公営企業の借金返済に対する一般会計からの支出も算定に加えるなどして、財政の「実質」が反映されるようになった。この比率が18%以上の場合は、国の許可が必要で、公債費負担適正化計画の策定が求められる。25%以上では、一部単独事業の起債が制限される。

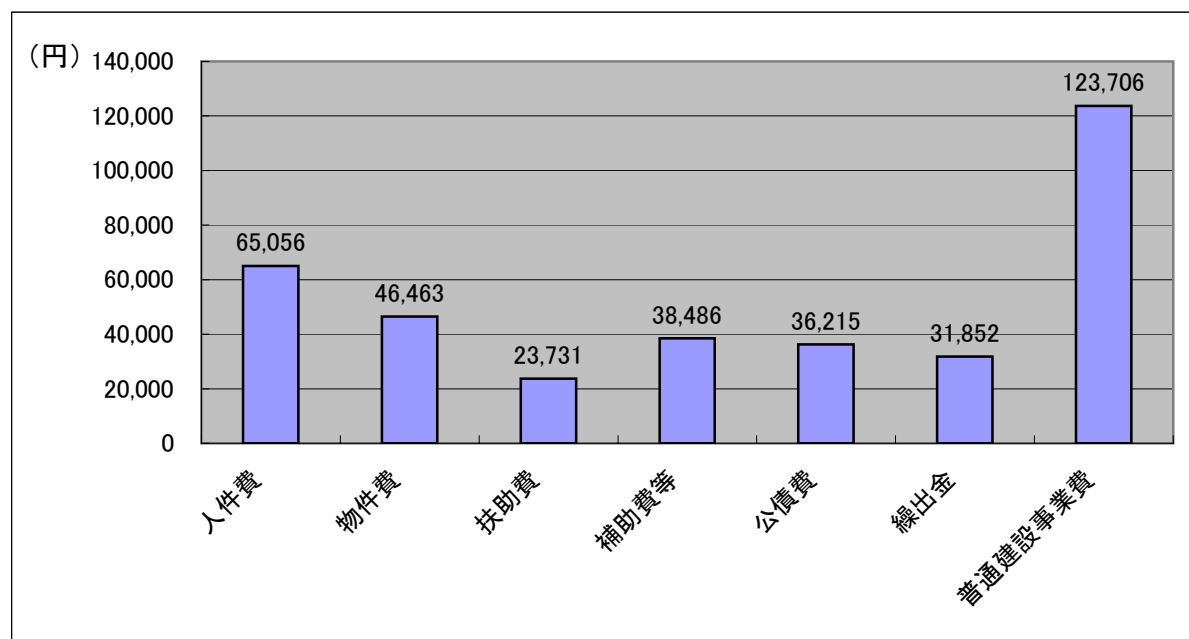
【実質公債費比率(3ヶ年平均)の比較】



5 歳出の状況

① 歳出の特徴

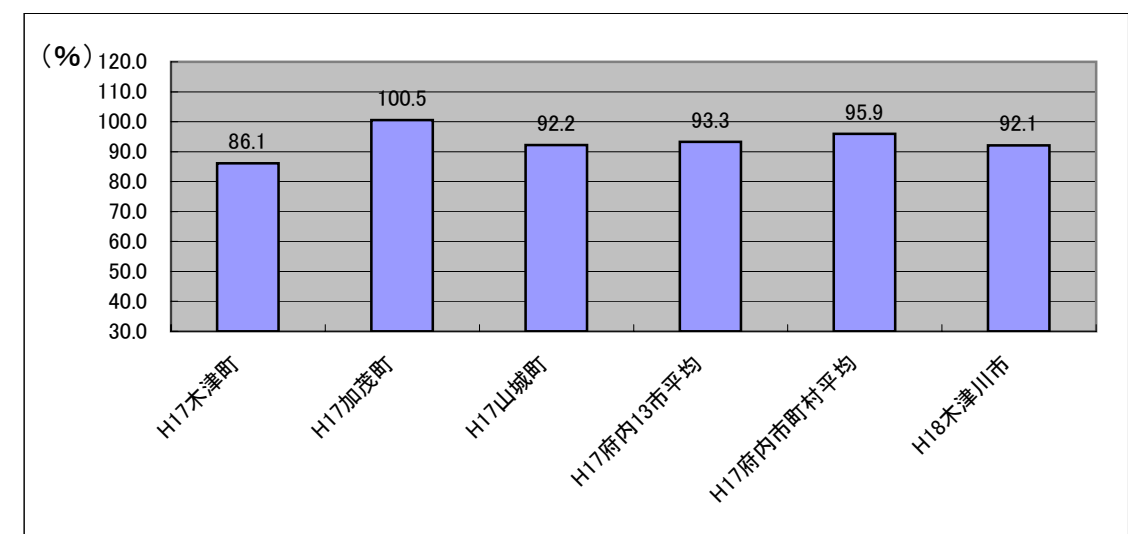
【市民一人当たりの主な性質別歳出内訳(平成18年度決算)】



③ 経常収支比率

経常収支比率とは、財政の硬直化の度合いを示す指標であり、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費等の経常的経費に充当される割合をさすものである。この比率が高いほど、いわば多様なニーズに対応できない財政構造担っていることを意味し、財政の硬直化が進んでいることになる。

【経常収支比率の比較】



木津川市の主な公共施設 一覧

資料 8

分類 (施設数)	施設名称	指定管理 施設	区域	備考
庁舎ほか ( 7 )	木津川市役所		木津	(建替え工事中)
	木津川市西部出張所		木津	(イオン高の原店内)
	木津川市上下水道部		木津	(吐師浄水場内)
	木津川市教育委員会		木津	
	木津川市加茂支所		加茂	
	木津川市山城支所		山城	
小学校 ( 14 )	木津川市立木津小学校		木津	児童数 430 (19.5.1現在、以下同じ)
	木津川市立木津小学校鹿背山分校		木津	上記の内、児童数 5
	木津川市立相楽小学校		木津	児童数 331
	木津川市立高の原小学校		木津	児童数 496
	木津川市立相楽台小学校		木津	児童数 296
	木津川市立木津川台小学校		木津	児童数 620
	木津川市立梅美台小学校		木津	児童数 256
	木津川市立州見台小学校		木津	児童数 512
	木津川市立加茂小学校		加茂	児童数 370
	木津川市立恭仁小学校		加茂	児童数 62
	木津川市立当尾小学校		加茂	児童数 35
	木津川市立南加茂台小学校		加茂	児童数 259
	木津川市立上狛小学校		山城	児童数 216
	木津川市立棚倉小学校		山城	児童数 259
適応指導教室 ( 1 )	木津川市適応指導教室		木津	児童数 11(小4,中7)
中学校 ( 4 )	木津川市立木津中学校		木津	生徒数 706 (19.5.1現在、以下同じ)
	木津川市立木津第二中学校		木津	生徒数 350
	木津川市立泉川中学校		加茂	生徒数 333
	木津川市立山城中学校		山城	生徒数 245
幼稚園 ( 3 )	木津川市立木津幼稚園		木津	園児数 246 (19.5.1現在、以下同じ)
	木津川市立相楽幼稚園		木津	園児数 183
	木津川市立高の原幼稚園		木津	園児数 144
給食センター ( 2 )	木津川市立木津学校給食センター		木津	
	木津川市立山城学校給食センター		山城	
社会教育施設 ( 43 )	木津川市文化財保管センター		木津	
	木津川市中央交流会館	○	木津	
	木津川市西部交流会館	○	木津	
	木津川市東部交流会館	○	木津	
	木津川市加茂プラネタリウム館		加茂	
	木津川市加茂青少年センター		加茂	
	木津川市小谷上教育集会所		加茂	
	木津川市小谷下教育集会所		加茂	
	木津川市加茂文化センター		加茂	
	京都府加茂青少年山の家		加茂	
	木津川市加茂文化財整理保管センター		加茂	
	木津川市山城総合文化センター(アスピアやましろ)	○	山城	
	木津川市瓶原公民館		加茂	
	木津川市当尾公民館		加茂	
	木津川市南加茂台公民館		加茂	
	木津川市立中央図書館		木津	
	木津川市立加茂図書館		加茂	
	木津川市立加茂図書館南加茂台分室		加茂	
	木津川市立山城図書館		山城	
	木津川市木津グラウンド		木津	
	木津川市兜谷グラウンド		木津	
	木津川市木津川台グラウンド		木津	
	木津川市兜谷テニスコート		木津	
	木津川市木津川台テニスコート		木津	
	木津川市梅美台テニスコート		木津	
	木津川市民スポーツセンター		木津	
	木津川市民スポーツセンター体育館		木津	
	木津川市民スポーツセンターテニスコート		木津	
	木津川市中央体育館		木津	
	木津川市ふれあい健康グラウンド		木津	
	木津川市加茂プール		加茂	
	木津川市加茂グラウンド		加茂	
木津川市赤田川グラウンド		加茂		
木津川市加茂体育館		加茂		
木津川市塚穴公園テニスコート		加茂		
木津川市山城コミュニティ運動広場		山城		
木津川市やすらぎタウン山城プール	○	山城		
木津川市不動川公園多目的広場	○	山城		
木津川市不動川公園テニスコート	○	山城		
やすらぎタウン棚倉広場	○	山城		
やすらぎタウン上狛広場	○	山城		
木津川市やすらぎタウン上狛南部広場	○	山城		
木津川市やすらぎタウン天神川北広場	○	山城		

分類 (施設数)	施設名称	指定管理 施設	区域	備考	
保育園 ( 12 )	木津川市立相楽保育園		木津	園児数 149 (19.10.1現在、以下同じ)	
	木津川市立清水保育園		木津	園児数 12	
	木津川市立木津保育園		木津	園児数 136	
	木津川市立相楽台保育園		木津	園児数 162	
	木津川市立木津川台保育園		木津	園児数 139	
	木津川市立兜谷保育園		木津	園児数 147	
	木津川市立梅美台保育園	公設民営	木津	園児数 180	
	木津川市立いづみ保育園	公設民営	加茂	園児数 246	
	木津川市立恭仁保育園		加茂	休園中(園児数 0人)	
	木津川市立当尾保育園		加茂	休園中(園児数 0人)	
	木津川市立南加茂台保育園		加茂	園児数 125	
	木津川市立やましろ保育園		山城	園児数 247	
	児童クラブ ( 12 )	木津川市木津児童クラブ		木津	
		木津川市相楽児童クラブ		木津	
木津川市高の原児童クラブ			木津		
木津川市木津川台児童クラブ			木津		
木津川市相楽台児童クラブ			木津		
木津川市梅美台児童クラブ			木津		
木津川市州見台児童クラブ			木津		
木津川市南加茂台児童クラブ			加茂		
木津川市加茂児童クラブ			加茂		
木津川市恭仁児童クラブ			加茂		
木津川市上狛児童クラブ			山城		
木津川市棚倉児童クラブ			山城		
子育て支援センター ( 4 )	木津川市木津子育て支援センター		木津		
	木津川市木津東部子育て支援センター		木津		
	木津川市加茂子育て支援センター		加茂		
	木津川市山城子育て支援センター		山城		
児童館 ( 2 )	木津川市木津児童館		木津		
	木津川市小谷児童館		加茂		
福祉施設 ( 14 )	木津川市木津老人福祉センター	○	木津		
	木津川市相楽老人福祉センター		木津	(女性センター併設)	
	木津川市木津老人憩の家		木津		
	木津川市木津保健センター		木津		
	木津川市共同浴場いづみ湯		木津		
	木津川市女性センター		木津	(相楽老人福祉センター併設)	
	木津川市加茂保健センター		加茂		
	木津川市共同浴場やすらぎの湯		加茂		
	木津川市山城保健センター		山城		
	木津川市やすらぎコミュニティセンター		山城		
	木津川市なでしこコミュニティセンター		山城		
木津川市山城福祉センター		山城			
木津川市山城老人福祉センター(やすらぎ苑)	○	山城			
木津川市山城老人福祉センターゲートボール場		山城			
その他施設 ( 3 )	木津川市木津人権センター		木津		
	木津川市清水集会所		木津		
	木津川市加茂人権センター		加茂		
環境 ( 2 )	木津川市リサイクル研修ステーション		木津		
	木津川市桜台環境センター		山城		
駐車(輪)場等 ( 12 )	木津川市JR木津駅前自転車駐車場		木津		
	木津川市近鉄山田川駅前自転車駐車場		木津		
	木津川市近鉄木津川台駅前自転車駐車場		木津		
	木津川市JR西木津駅前自転車駐車場		木津		
	木津川市加茂駅前第1駐車場		加茂		
	木津川市加茂駅前第2駐車場		加茂		
	木津川市加茂駅前東口駐車場		加茂		
	木津川市小谷第1駐車場		加茂		
	木津川市小谷第2駐車場		加茂		
	木津川市小谷第3駐車場		加茂		
	木津川市立やすらぎタウン棚倉広場自転車駐車場		山城		
	木津川市立やすらぎタウン上狛広場自転車駐車場		山城		
産業関連施設 ( 8 )	木津川市ふれあい農園		木津		
	木津川市加茂共同農機具保管施設		木津		
	木津川市小谷共同くず加工場		木津		
	木津川市小谷共同製茶工場		木津		
	木津川市小谷共同作業場		木津		
	木津川市小谷下農機具保管庫		木津		
	木津川市山城農業センター		山城		
	木津川市山城町森林公園(レストヴィレッジ山城)	○	山城		
観光関連施設 ( 3 )	木津川市西小公衆便所		加茂		
	木津川市岩船公衆便所		加茂		
	木津川市海住山寺公衆便所		加茂		



分類 (施設数)	施設名称	指定管理 施設	区域	備考
市営住宅 ( 19 )	木津川市営住宅中之島団地		木津	
	木津川市営住宅下川原団地		木津	
	木津川市営住宅重衡団地		木津	
	木津川市営住宅清水団地		木津	
	木津川市営住宅第2中之島団地		木津	
	木津川市営住宅尻枝団地		加茂	
	木津川市営住宅例幣団地		加茂	
	木津川市営住宅大野団地		加茂	
	木津川市営住宅小谷上団地		加茂	
	木津川市営住宅小谷下団地		加茂	
	木津川市営住宅北団地		加茂	
	木津川市営住宅兔並団地		加茂	
	木津川市営広集会所		加茂	
	木津川市営兔並団地集会所		加茂	
	木津川市営兔並団地駐車場		加茂	
	木津川市営鈴畑団地		山城	
	木津川市営一本木団地		山城	
	木津川市営南河原団地		山城	
	木津川市営高島団地		山城	
	児童遊園 ( 22 )	木津川市南大路児童公園		木津
木津川市五丁目児童公園			木津	
木津川市三樹児童公園			木津	
木津川市向陽台児童公園			木津	
木津川市北ノ庄児童公園			木津	
木津川市大里東児童公園			木津	
木津川市大里西児童公園			木津	
木津川市吐師児童公園			木津	
木津川市小谷上児童公園			加茂	
木津川市よいこの広場			加茂	
木津川市広児童公園			加茂	
木津川市二本松児童公園			加茂	
木津川市北綺田児童遊園			山城	
木津川市南河原児童遊園			山城	
木津川市天神川北広場児童遊園			山城	
木津川市不動川児童遊園			山城	
木津川市上垣内児童遊園			山城	
木津川市鳴子川児童遊園			山城	
木津川市北河原児童遊園			山城	
木津川市北河原内畑児童遊園			山城	
木津川市神童子児童遊園		山城		
木津川市椿井児童遊園		山城		
親水公園 ( 1 )	木津川市瓶原親水公園		加茂	
都市公園 ( 86 )	木津川市市坂公園		木津	
	木津川市第1宮ノ内公園		木津	
	木津川市第2宮ノ内公園		木津	
	木津川市瓦谷公園		木津	
	木津川市清水公園		木津	
	木津川市役所南公園		木津	
	木津川市南垣外公園		木津	
	木津川市木津駅前公園		木津	
	木津川市第1サンブラザ公園		木津	
	木津川市第2サンブラザ公園		木津	
	木津川市第1宮の裏公園		木津	
	木津川市第2宮の裏公園		木津	
	木津川市常盤公園		木津	
	木津川市三晃苑公園		木津	
	木津川市不二荘園公園		木津	
	木津川市千代田荘園公園		木津	
	木津川市南後背荘苑公園		木津	
	木津川市カバ公園		木津	
	木津川市汽車ぼっぼ公園		木津	
	木津川市下川原公園		木津	
	木津川市第3泉川公園		木津	
	木津川市城西公園		木津	
	木津川市木津川台公園		木津	
	木津川市土師山公園		木津	
	木津川市大里公園		木津	
	木津川市音浄ヶ谷公園		木津	
	木津川市兜谷公園		木津	
	木津川市梅美台公園		木津	
	木津川市相楽台1号公園(さがらか山公園)		木津	
	木津川市相楽台2号公園(みはらし台公園)		木津	
	木津川市相楽台3号公園(まびさし公園)		木津	
	木津川市兜台1号公園(ひだまり公園)		木津	

分類 (施設数)	施設名称	指定管理 施設	区域	備考
都市公園	木津川市兜台2号公園(トンネル公園)		木津	
	木津川市兜台3号公園(ふじだな公園)		木津	
	木津川市木津川台1号公園(木津川中央公園)		木津	
	木津川市木津川台2号公園(木馬公園)		木津	
	木津川市木津川台3号公園(わんぱく公園)		木津	
	木津川市木津川台4号公園(どんぐり公園)		木津	
	木津川市木津川台5号公園(川舟公園)		木津	
	木津川市木津川台6号公園(うるおい公園)		木津	
	木津川市木津川台7号公園(ちびっこ公園)		木津	
	木津川市木津川台8号公園(やすらぎ公園)		木津	
	木津川市木津川台9号公園(こもれび公園)		木津	
	木津川市木津川台10号公園(ほけっと公園)		木津	
	木津川市木津川台11号公園(なかよし公園)		木津	
	木津川市ふれあい広場		木津	
	木津川市音浄ヶ谷緑地		木津	
	木津川市石のカロト古墳緑地		木津	
	木津川市曾根山小緑地		木津	
	木津川市曾根山大緑地		木津	
	木津川市木津川台1号緑地		木津	
	木津川市木津川台2号緑地		木津	
	木津川市木津川台3号緑地		木津	
	木津川市木津川台4号緑地		木津	
	木津川市木津川台5号緑地		木津	
	木津川市木津川台6号緑地		木津	
	木津川市木津川台7号緑地		木津	
	木津川市兜台2丁目府県界緑地		木津	
	音浄ヶ谷史跡		木津	
	木津川市加茂公園		加茂	
	木津川市塚穴公園		加茂	
	木津川市大谷公園		加茂	
	木津川市広芝公園		加茂	
	木津川市野上公園		加茂	
	木津川市熊谷公園		加茂	
木津川市西櫛公園		加茂		
木津川市四ツ岩公園		加茂		
木津川市東山公園		加茂		
木津川市中門伝公園		加茂		
木津川市渦公園		加茂		
木津川市唐岩公園		加茂		
木津川市ふるさと自然公園		加茂		
木津川市須田公園		加茂		
木津川市井尻公園		加茂		
木津川市垣外公園		加茂		
木津川市駅前公園		加茂		
木津川市兔並緑地		加茂		
木津川市新川緑地		加茂		
木津川市西大間田公園		加茂		
木津川市不動川公園		○	山城	
木津川市棚倉駅西1号公園		○	山城	
木津川市棚倉駅西2号公園		○	山城	
木津川市なでしこ公園		○	山城	
木津川市やすらぎ公園		○	山城	
木津川市椿井南公園		○	山城	
木津川市上粕駅東公園		○	山城	
下水道施設 ( 1 )	木津川市加茂浄化センター		加茂	
簡易水道施設 ( 11 )				配水地・加圧ポンプ施設など
上水道施設 ( 52 )				浄水場・中継ポンプ・配水地など
墓地 ( 41 )				

(合計) 379

21

# 木津川市 公共施設マップ

(施設の名前などは、平成19年3月12日からの予定名称を含む)

※表示されている各施設の所在地などは「木津川市暮らしのガイドブック 暮らしの中の主な施設(109~112ページ)」をご覧ください。



## 【市役所・支所】

- 木津川市役所… ☎72-0501
- 加茂支所… ☎76-3611
- 山城支所… ☎86-2300

## 【休日・夜間医療機関】

- 公立山城病院… ☎72-0235
- 学研都市病院… ☎98-2123

## 【いざというときの連絡先】

- 火災・救急… ☎局番なしの119
- 相楽中部消防組合消防本部… ☎72-2119
- 警察… ☎局番なしの110
- 木津警察署… ☎72-0110





○ 最近の地方財政の動向と課題

(平成 19 年版 地方財政白書より抜粋)

1 地方分権改革の推進

(1) 地方分権改革推進法の成立

「地方にできることは地方に」という方針の下、推し進められてきた三位一体の改革については、約 4.7 兆円の国庫補助負担金の改革、約 3 兆円の税源移譲、約 5.1 兆円の地方交付税及び臨時財政対策債の改革等を行う結果となったが、地方分権に向けた改革に終わりではなく、これまでの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていくことが必要である。

総務大臣の私的懇談会「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」報告書(平成 18 年 7 月)においては、新分権一括法の早期制定が提言され、「基本方針 2006」においても、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」こととされている。

これらを踏まえ、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする地方分権改革推進法案が第 165 回国会に提出され、平成 18 年 12 月 8 日に成立したところである(平成 18 年法律第 111 号)。

同法の概要は、以下のとおりである。

ア 基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものということを基本理念として掲げている。

イ 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務等として、以下の事項を規定している。

(ア) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進すること。

(イ) 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進すること。

(ウ) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たって、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、地方分権推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずること。

#### ウ 地方分権改革の推進に関する基本方針

地方分権改革の推進に関する基本方針として、以下の事項を規定している。

(ア) 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずること。

(1) 地方公共団体への権限移譲の推進

(2) 地方公共団体に対する事務の処理又はその義務づけの整理・合理化

(3) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化

(イ) 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体の役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、上記の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行うこと。

(ウ) 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ること。

#### エ 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととしている。

## オ 地方分権改革推進委員会

内閣府に地方分権改革推進委員会を設置することし、同委員会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命した委員 7 人をもって組織し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとしている。

さらに、「平成 19 年度予算編成の基本方針」(平成 18 年 12 月 1 日閣議決定)では、「地方分権改革推進法案」を踏まえて、「新分権一括法案(仮称)」の 3 年以内の国会提出に向け検討を進める」とされており、国と地方の役割分担の見直しに向けた更なる検討が求められている。

### (2) 市町村合併の推進

地方分権が本格的に進展する中で、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化するため、市町村合併により、その規模・能力を充実していくことは必須の課題である。

このため、政府は「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和 40 年法律第 6 号)の下で、平成 17 年 3 月 31 日までに合併を行う市町村に対して合併特例債による措置等各種の財政支援措置を講じることとし、市町村合併を積極的に推進してきたところであるが、さらに平成 16 年 5 月の同法の一部改正により、平成 17 年 3 月 31 日までに合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町村については、引き続き同法を適用する経過措置が講じられたところである。

こうした取組を通じて、平成 11 年 3 月 31 日に 3,232 であった市町村数が、平成 18 年 3 月 31 日には 1,821 となり、さらに平成 19 年 3 月 31 日には 1,804 となる見込みであるなど、市町村合併は相当な進展を見たところである。

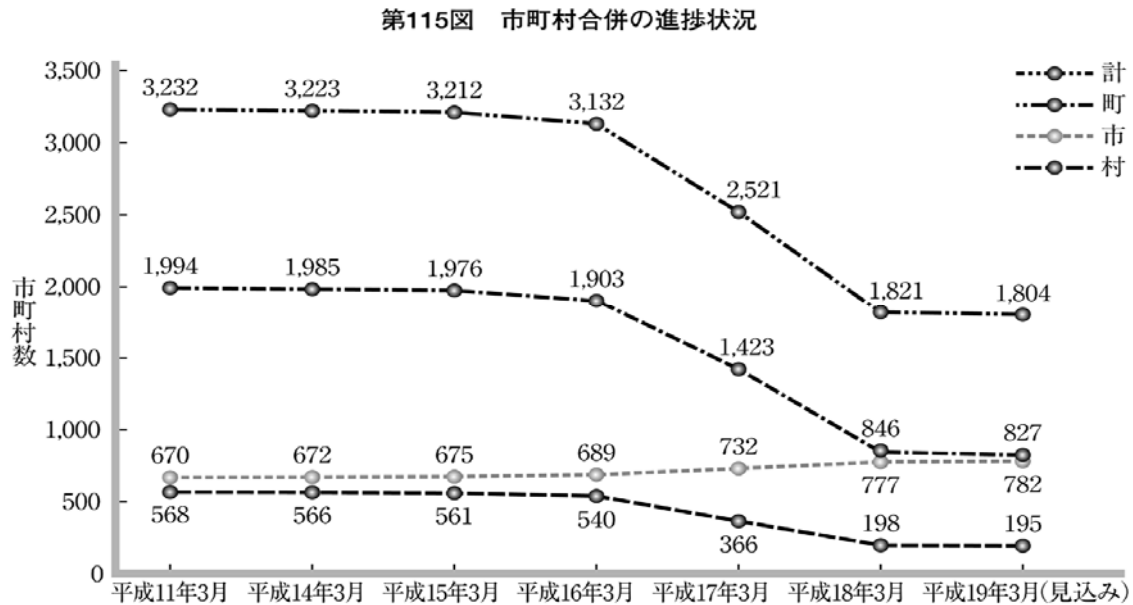
一方、市町村合併の進捗状況は地域ごとに差異があり、また、人口 1 万人未満の市町村も平成 19 年 3 月 31 日時点で 495 団体残る見込みであることから、引き続き市町村合併を推進し、市町村の規模能力の更なる充実や効率化による行財政基盤の一層の強化が必要となっている。このため、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。)に基づき、自主的な市町村の合併を積極的に推進する必要がある。

合併新法下においては、第 27 次地方制度調査会の答申等を踏まえ、合併特例債は廃止されているが、合併に関する障害を除去するための特例措置等については、引き続き講じられている。また、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、



あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとする等、都道府県が担う役割についても定められている。

第 115 図 市町村合併の進捗状況



さらに、市町村合併について国民の啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部員として平成13年3月27日に設置された市町村合併支援本部(以下「支援本部」という。)は、平成17年8月31日、合併新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援策等を取りまとめた新市町村合併支援プランを決定した。

同プランでは、都道府県による市町村合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併新法に基づいて合併した市町村を対象に、町村合併の市制要件の緩和(平成22年3月31日までの間、人口5万人以上から人口3万人以上に緩和)する等の行政支援策や、普通交付税の算定の特例、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、合併準備経費に対する財政措置等の財政支援策とともに、補助事業の重点支援や優先採択等の関係省庁の連携による支援策等を講じることとしている。

これらの取組を通じて、市町村合併が一層進展し、市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の整備が図られることが期待されることである。

## 2 行政改革の推進

### (1) 集中改革プランの取組状況

厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

このため、総務省においては、平成 17 年 3 月 29 日、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新地方行革指針」という。)を示し、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言したところである。

これを受け、各地方公共団体においては、民間委託の推進、定員管理・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に積極的に取り組んでいるところである。

集中改革プランについては、平成 18 年 7 月 31 日時点で、都道府県では 47 団体中 45 団体(95.7%)、大都市では全ての団体、大都市以外の市町村(平成 17 年度以降合併団体及び一部事務組合等を除く。)では 1,510 団体中 1,436 団体(95.1%)で公表が行われている。

同プランに基づく主な取組状況を見ると、公表済み団体の定員管理の数値目標の集計は平成 22 年 4 月 1 日までに平成 17 年 4 月 1 日時点と比較して総定員 5.9%純減となっており、「行政改革推進法」等において定められた 4.6%純減や、「基本方針 2006」の 5.7%純減を上回っている。なお、平成 18 年地方公共団体定員管理調査によれば、平成 18 年 4 月 1 日現在で地方公務員数は過去 1 年間で 1.4%減となっているところである。給与の適正化等についても、全ての都道府県・大都市で定年退職時の特別昇給を廃止済みであるほか、不適正な昇給・昇格運用の是正や、特殊勤務手当の適正化(手当の廃止、支給基準の見直し等)にも着実に取り組んでいる。民間委託等の推進についても、指定管理者制度の積極的な活用や、定型的な業務についての委託の拡大に加え、市場化テストの導入検討といった新たな取組も見られる。また、集中改革プランを公表した全都道府県及び大都市で、事務事業の再編・整理等の過程において事務事業の必要性等に関する仕分けを踏まえた検討を行っているところである。

第 45 表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況(平成 18 年 7 月 31 日取りまとめ)

**第45表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況（平成18年7月31日取りまとめ）**

公表済み団体の数値目標の集計

（単位：千人、％）

区 分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日～ 22年4月2日 純減率
都 道 府 県 (45団体)	1,568,152	1,500,491	▲ 67,661	▲ 4.3
一般行政部門 (40団体)	210,662	190,388	▲ 20,274	▲ 9.6
大 都 市 (15団体)	246,756	225,450	▲ 21,306	▲ 8.6
市 町 村 (1,542団体)	868,777	799,758	▲ 69,019	▲ 7.9
合 計	2,683,685	2,525,699	▲ 157,986	▲ 5.9

- (注) 1 上記の公表済み団体の職員数は、平成17年4月1日現在の地方公務員総数3,042,122人の88.2%となる。  
 2 都道府県については、策定予定（長野県）、策定予定なし（鳥取県）の団体があるため、これら2団体を除く45団体の集計である。  
 3 市町村（大都市及び一部事務組合等を除く）については、1,828団体中公表している1,542団体（公表率84.4%）の集計である。なお、平成17年度以降の合併団体を除いた場合の公表団体数は、1,510団体中、1,436団体（95.1%）となっている。  
 4 合計については、既に公表している45都道府県、15大都市、1,542市町村の集計であり、未公表の団体の今後の公表状況によって、変動する可能性がある。

なお、事務事業の再編・整理等を行う際の行政評価の仕組みの活用についても、集中改革プランを公表した全都道府県及び大都市で行われているところである。ただし、平成18年1月1日現在、大都市以外の市区町村（一部事務組合等を除く。）のうち、行政評価を導入している団体は26.2%に過ぎない。行政評価は、行政の施策、事務事業の成果などを客観的基準に基づいて把握し、不断に見直す仕組みを通じて、継続的に施策、事務事業を改善し、成果達成に有効な施策などに重点的かつ効果的に経営資源（予算・定数）を配分することや、住民に対する説明責任を果たし、透明性の高い行政の実現に資するものであり、引き続きその導入推進やより効率的な活用を図ることが求められる。

今後とも、新地方行革指針及び各地方公共団体自ら住民に対して公表した集中改革プランに基づき、集中改革プランに明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組んでいくことが必要である。

**(2) 地方公共団体における行政改革の更なる推進**

新地方行革指針策定後、「行政改革推進法」及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化されたところである。

このため、「行政改革推進法」及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「基本方針 2006」を受け、新地方行革指針に加え、平成 18 年 8 月 31 日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されたところである。

同指針は、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)」の 3 つの改革を柱として位置づけている。

#### ア 総人件費改革

地方公共団体の定員管理については、「基本方針 2006」において 5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うとされていること等を踏まえ、各地方公共団体においては、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減を図ることが求められている。

地方公務員の給与に関しては、地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民較差のより精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等を推進するとともに、特殊勤務手当等の是正、級別職員構成の計画的是正措置など、一層の給与適正化を推進することとしている。

また、第三セクターの人件費についても、職員数や給与に関する情報公開等を推進するとともに、地方公共団体からの補助金等の抑制等を図ることとしている。

#### イ 公共サービス改革

公共サービス改革については、行政改革推進法第 55 条第 4 項において、「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務(以下「公共サービス」という。)として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講じることとしている。

また、公共サービスの見直しに際しては、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスも含め、市場化テストの積極的な活用に取り組むこととしている。

#### ウ 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

資産・債務の適正な管理や資産の有効活用等のためには、公会計の整備を推進することが必要である。

そこで、「行政改革推進法」や「基本方針 2006」を踏まえ、指針においては、全地方公共団体に対して、資産・債務管理に資する公会計の整備が要請されたところである。

具体的には、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）の内容を踏まえ、原則として国の作成基準に準拠し、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の 4 表を、単体及び連結ベースで、取組が進んでいる団体、都道府県及び人口 3 万人以上の都市は 3 年後までに、取組が進んでいない団体、町村及び人口 3 万人未満の都市は 5 年後までに作成又は情報の開示に取り組むこととしている。なお、この作成期限については、国会質疑の中で、菅総務大臣から、指針で示された時期はあるものの、少しでも早くすべきとの認識が示されたところである。

また、資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産・債務改革に一層積極的に取り組むことが必要であり、「行政改革推進法」では、地方公共団体も、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産(道路、河川等の公共用財産等を除く。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すこととされており、改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成 18 年度中に策定、公表することとされている。

それを踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を 3 年以内に策定することとしている。

### (3) 地方公営企業における民間的経営手法の導入等

#### ア 地方公営企業

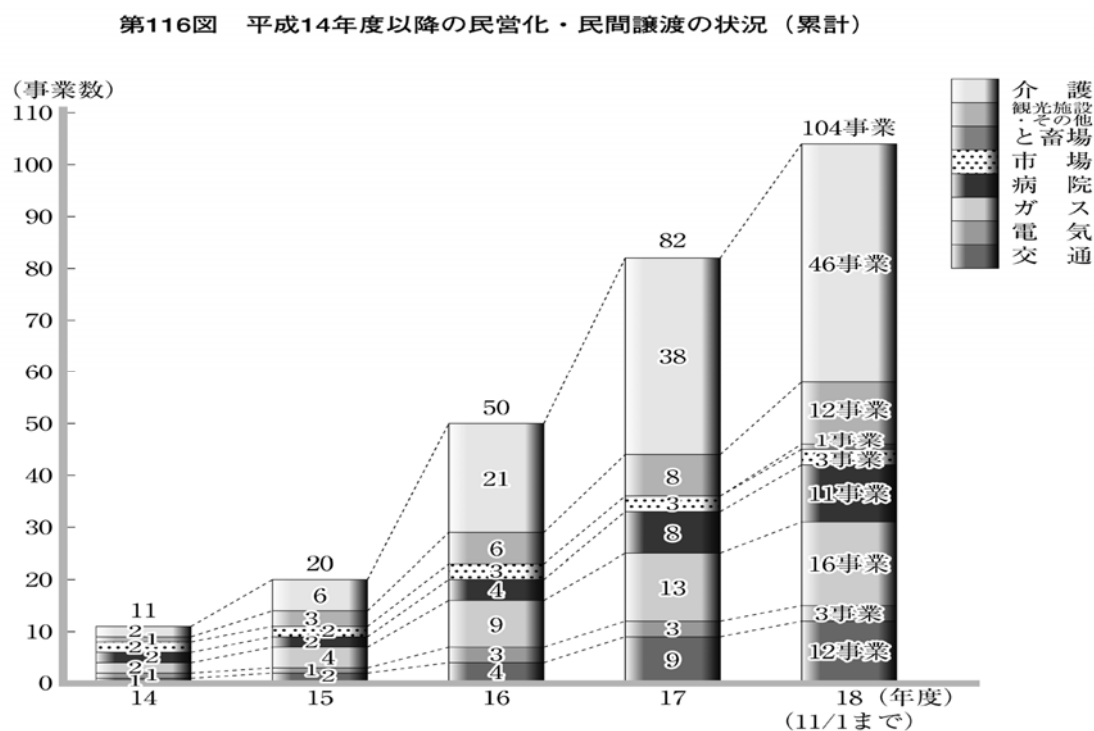
「簡素で効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図り、行政に対する信頼性を確保することが喫緊かつ最重要課題の一つとなる中で、地方公営企業分野においても、民間的経営手法の積極的な導入を含めた不断の経営改革を通じ、住民に対してより良質のサービスを提供していくことが一層求められている状況にある。

地方公共団体においては、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成 16 年 4

月 13 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)、「新地方行革指針」、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」等に基づき、以下のとおり積極的な取組を行う必要がある。

(1) 現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討する。

第 116 図 平成 14 年度以降の民営化・民間譲渡の状況(累計)



(2) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

(3) より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組む。特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらす。

平成 18 年 11 月 1 日現在における各地方公共団体の取組状況については、次のとおりとなっている。

(ア) 民営化・民間譲渡

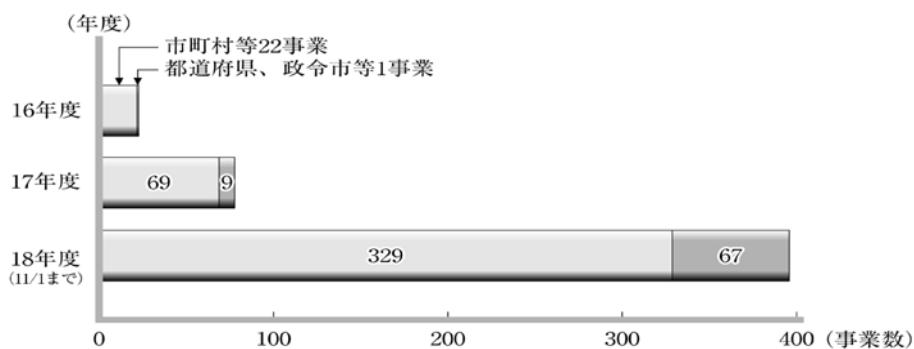
地方公営企業における過去5年間(平成14年4月1日～平成18年11月1日)の民営化・民間譲渡の実施事業数は104事業(都道府県・大都市等17事業、市町村等87事業)となっている。そのうち平成16年度以降のものは84事業(都道府県・大都市等12事業、市町村等72事業)と、それ以前に比べ大幅に増加している。なお、譲渡された主な事業は、介護サービス事業(46事業)、ガス事業(16事業)、交通事業、観光施設事業・その他事業(各12事業)であり、上記以外に民営化・民間譲渡の実施を準備している事業が29事業(都道府県・大都市等6事業、市町村等23事業)ある。

(イ) 指定管理者制度

地方公営企業における公の施設の指定管理者制度の導入状況については、導入済事業が396事業(都道府県・大都市等67事業、市町村等329事業)、導入を検討している事業が282事業(都道府県・大都市等37事業、市町村等245事業)であり、平成17年度の導入済78事業(都道府県・大都市等9事業、市町村等69事業)から大幅に増加している。なお、導入された主な事業は、駐車場事業(105事業)、観光施設事業・その他事業(90事業)、介護サービス事業(83事業)である。

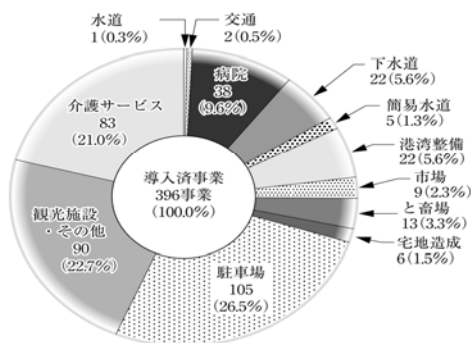
第117図 地方公営企業における指定管理者制度の導入状況

第117図 地方公営企業における指定管理者制度の導入状況



第118図 地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業

第118図 地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業

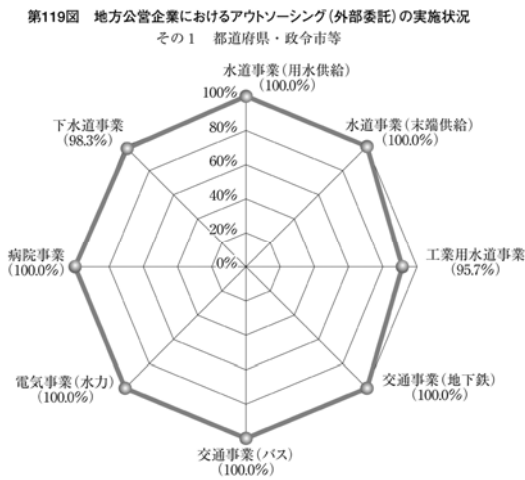


(ウ) アウトソーシング(外部委託)

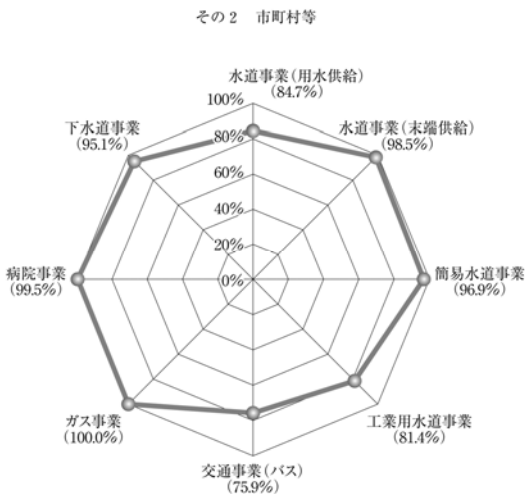
地方公営企業におけるアウトソーシング(外部委託)の実施状況については、実施率(何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合)が都道府県・大都市等の各事業でほぼ 100%に近く、市町村等においても特に水道事業(末端供給)、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業についてはいずれも 100%に近い割合を示している。

以上のように、地方公営企業の民営化・民間譲渡をはじめとした民間的経営手法の導入が大幅に進展している。より質の高いサービスを効率的に提供するため、民営化・民間譲渡を含む経営改革の取組を一層進めることが求められている。

第119図 地方公営企業におけるアウトソーシング(外部委託)の実施状況 その1 都道府県・政令市等



第119図 地方公営企業におけるアウトソーシング(外部委託)の実施状況 その2 市町村等





## イ 国民健康保険事業

我が国の医療保険の中核として国民健康保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、保険税(料)負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している。

国民健康保険財政の健全化に向けては、これまでも低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度の創設や高額医療費共同事業の拡充及び法制度化等の新たな財政的支援を講じてきているところであるが、安定的な保険運営を可能とする上で、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の解決が避けて通れないところである。このため、国民健康保険、被用者保険等「医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」との基本的考え方に立った「医療保険制度体系等に関する基本方針」が平成 15 年 3 月 28 日に閣議決定された。

これを受け、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を柱とする「医療制度改革大綱」が平成 17 年 12 月 1 日に決定されたところであり、特に国民健康保険については、保険者支援制度等の国保財政基盤強化策を継続するとともに、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充が図られたところである。

## ウ 地方公社等

地方公社等については、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす可能性があることから、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、その人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促すなど、経営改善等について積極的に取り組む必要がある。

特に、行政改革推進法第 57 条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請する必要がある。

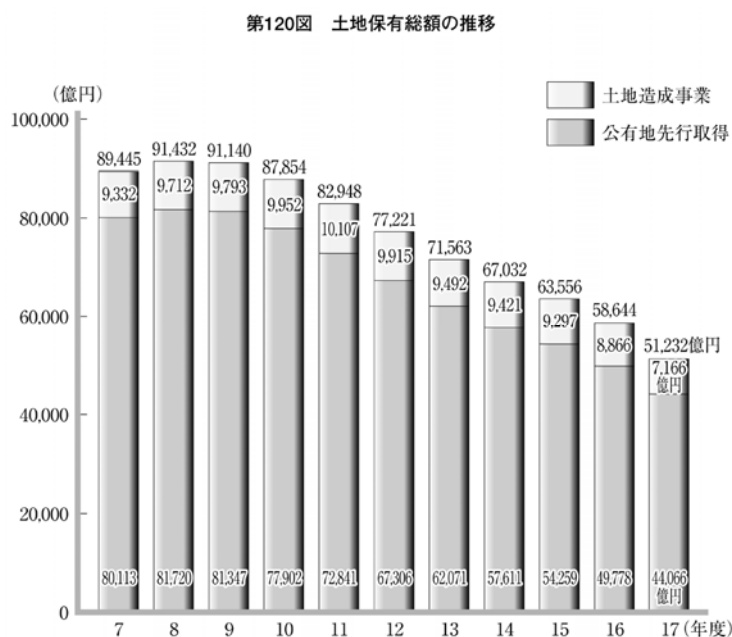
また、地方公社等については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を踏まえ、人件費抑制等に向け取組を進める必要がある。

このうち、土地開発公社については、新たな土地の取得にあたり、土地利用計画等を慎重に検討するとともに、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、土地取得手続の適正化や金利の低減を図るとともに、積極的な情報公開等に努める必要がある。土地開発公社の近年の土地保有総額の推移は、第120図のとおりであり、平成17年度末における土地保有総額は、5兆1,232億円で、前年度と比べると12.6%減となっており、9年連続して減少している。このうち、5年以上保有している土地が占める割合は依然として高いことから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行う必要がある。

また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組みが行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、引き続きより一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組む必要がある。

第三セクターに関しては、改定された「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図り、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図るとともに、積極的かつ分かりやすい情報公開に努める必要がある。また、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めることが必要である。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、そのうえで、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討することが必要である。

第120図 土地保有総額の推移



#### (4) 地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について

昨今、地方公共団体において、資金の不適正な扱い、工事発注を巡る不祥事、休暇の不適正な取得、飲酒運転による交通事故など不祥事件が相次いでおり、国民・住民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがしている。

「地方にできることは地方に」との原則に基づき、国民の理解や信頼の下、地方分権を一層推進していこうとする中であって、一連の不祥事件は地方公共団体全体の信頼に関わる重大な問題と認識する必要がある。

職員一人一人が、不祥事の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、国民本位、住民本位の行政の推進に全力を尽くすことにより、公務員倫理の確立や適正な行政執行体制の実現を図り、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復に努めてゆかなければならない。

3～4 略

## 5 地方交付税算定の改革

### (1) 新型交付税の導入

地方行財政の各分野にわたり、国の法令や補助金等による細かな規則、関与が行われていることに対応して、地方交付税の基準財政需要額の算定方法は複雑なものとなっており、「地方分権推進計画」(平成 10 年 5 月 29 日閣議決定)において「地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、算定方法の簡素化を進める」とされたほか、累次の基本方針においても算定の簡素化が指摘されていた。このような指摘を受けて、算定項目の統合や補正係数の廃止等が行われてきたが、更なる算定方法の簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、地方分権 21 世紀ビジョン懇談会における議論を踏まえ、当時の竹中総務大臣が経済財政諮問会議で人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税の導入を提案した。また、「基本方針 2006」においても、「地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る」とされたところである。

これらを踏まえ、平成 19 年度より「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」に簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入することとし、第 166 回通常国会に地方交付税法等の一部を改正する法律案を提出した。

平成 19 年度においては、経常経費のうち「企画振興費」及び「その他の諸費」並びに「道路橋りょう費」及び「港湾費」を除く投資的経費を新型交付税に移行することとしており、基準財政需要額の 1 割程度を新型交付税により算定することとなる見込みである。

新型交付税の導入により、基準財政需要額の算定項目は、平成 18 年度の 95(都道府県分 42、市町村分 53)から 68(都道府県分 32、市町村分 36)へと 3 割減少する。

なお、新型交付税の導入に当たっては、過疎団体をはじめ人口が少ない団体ほど人口 1 人当たり行政コストが割高になること等を反映するとともに、新たに設ける地域振興費において離島や寒冷地における特別な財政需要を適切に算定することなどにより、各地方公共団体の現実の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することとしている。

### (2) 頑張る地方応援プログラム

「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から、「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」が平成 19 年度から実施されることとなった(地方交付税措置額 3,000 億円程度(平成 19 年度 2,700

億円程度))。

その基本的枠組みは、地方公共団体が具体的な成果目標を掲げた独自のプロジェクトを策定し、住民に公表するとともに、総務省も地方公共団体のプロジェクトを総務省ホームページ上で一覧的に公表するものであり、地方交付税による主な支援措置としては、市町村が当該プロジェクトに取り組むための経費について所要の特別交付税措置を講じる(平成 19 年度 500 億円程度)とともに、都道府県及び市町村に対し、行政改革指標、農業産出額、製造品出荷額等の成果指標を普通交付税の算定に反映させる(平成 19 年度 2,200 億円)こととするものである。

また、その他の支援措置として、政府一体となって地方の活力を高めるため、総務省ホームページ上で公表された地方公共団体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策のほか、関係各省(農林水産省、経済産業省、国土交通省)と連携を図り、都市と農山漁村の共生・対流、企業立地促進、観光振興・交流などの施策に関し、補助事業の優先採択等について配慮することとしている。

このほか、総務省ホームページ上で公表された地方公共団体のプロジェクトをもとに事例集を作成し、全国に普及広報を図るとともに、特に優良な事例に対する表彰や、総務大臣と市町村長等との各都道府県における懇談会、頑張る地方を応援する全国規模のシンポジウムの開催等を行うこととしている。

これらの取組を通じて、地方分権の推進とともに、知恵と工夫にあふれた地方の実現が期待される場所である。